

定例記者会見発表資料

平成27年3月16日

○1・2について

共同参画社会推進課 安全・安心まちづくり推進班  
担当：立石・千葉 内線2567

○3について

子育て支援課 家庭生活支援班  
担当：西城 内線2633

## 女性と子どもを暴力的行為から守るための新たな取組について

- 県では、これまで誰もが安全で安心して暮らせる健全な地域社会の実現を目指し、特に女性や子どもを犯罪等の暴力的行為から守るための様々な取組を行ってきました。
- このたび、子どもを対象とした犯罪の未然防止等を目的として、新たな条例の制定を目指すこととしました。この条例は、現在開会中の県議会2月定例会で提案中の「青少年健全育成条例」及び「迷惑行為防止条例」の改正と併せて、3つの条例で女性と子どもを暴力的行為から守っていくものです。
- また、平成27年度からの新たな取組として、圏域ごとの「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」の設置などを行うこととなりました。
- 県、県警察をはじめとした関係機関等が連携して総合的な取組を効果的に進めることで、女性と子どもに対する暴力的行為の根絶を推進してまいります。

### 新たな取組の概要

条例名	今後のスケジュール等	条例（案）の概要	
<b>1 新たな条例の制定</b>			
(仮称) 子どもを犯罪の被害から守る条例 【知事所管】	○平成27年2月議会で条例素案を報告 ○パブリックコメント等を経て平成27年6月議会で条例案を提案（予定）	別紙 のとおり	
<b>2 既存条例の改正</b>			
青少年健全育成条例 【知事所管】	○平成27年2月議会で条例案を提案中 ○H27.10.1 施行（予定）		
迷惑行為防止条例 【公安委員会所管】	○平成27年2月議会で条例案を提案中 ○H27.5.1 施行（予定）		

### 3 圏域ごとの「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」の設置

- (1) 婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会（既存）と連携して、新たに圏域ごとに婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会（事務局：保健福祉事務所（地域事務所））を設置し、DV施策に関する関係機関の連携促進のため、情報交換、担当者研修会、事例検討会等を行う。
- (2) 上記協議会の立ち上げや運用について、県と県警察が協力して取り組むため、北部保健福祉事務所に警察官1名を配置し、大崎圏域における事業の推進を図る。

女性と子どもに対する暴力的行為根絶対策にかかる三条例(新設1・改正2)の概要

名称	新設・改正の要旨	新設・改正の要点
<p>【新設】 (仮称) 子どもを犯罪の被害 から守る条例</p>	<p>◎ 子どもを犯罪の被害から守り、子どもが安全に安心して生活できる地域社会を形成するため、県、県民、事業者の責務を明らかにする。</p> <p>◎ 子どもの安全を守るために必要な規制をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを犯罪の被害から守るために必要な県、県民、事業者の責務を規定 「子ども」・・・13歳に満たない者</li> <li>● 子どもの安全を守るために必要な規制 子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止</li> </ul> <p>罰則なし</p> <p>保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態の子どもに対し、正当な理由なく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甘言・虚言を用いて、惑わし・欺くような言動をする</li> <li>・ ことにより、人目につかない場所・人気がない場所に誘い出そうとし・誘い込もうとする</li> <li>・ 義務のない行為を要求</li> </ul> <p>罰則あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言い掛かりをつける</li> <li>・ すぐむ</li> <li>・ 身体等をつかむ</li> <li>・ 進路に立ちふさがる、つきまとう</li> </ul>
<p>【一部改正】 青少年健全育成条例</p>	<p>◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と整合性を図りながら、保護者の責務並びに携帯電話事業者等及び保護者の義務等を新たに規定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の責務</li> </ul> <p>青少年のインターネットの利用状況の適切な把握と適切な利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話事業者等の義務</li> </ul> <p>携帯電話等の青少年使用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者等への説明等</li> </ul> <p>保護者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィルタリングを利用しない旨の申出書面の提出義務</li> </ul> <p>保護者から提出された申出書面の保存</p>
<p>【一部改正】 迷惑行為防止条例</p> <p>【旧称】 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例</p>	<p>◎ 「嫌がらせ行為」について、現行で規制できない態様を新たに規制する。</p> <p>◎ 「卑わいな言動」で規制していた痴漢・盗撮・のぞき等の各種態様を個別具体的に整理し罰則を強化するとともに、現行条例で規制できなかった行為及び場所を新たに規制する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな規制 恋愛感情に基づかないストーーカー規制法上の「つきまとい行為」の8類型を「嫌がらせ行為」として新たに規制 〔嫌がらせ行為8類型〕(懲役6月, 罰金50万円)</li> </ul> <p>つきまとい, 待ち伏せ, 立ちふさがり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無言電話, 拒否後の電話, メール等</li> <li>・ 行動の監視等</li> <li>・ 汚物, 不快な物等の送付</li> <li>・ 名誉を害する事項の告知等</li> <li>・ 著しく粗野又は乱暴な言動</li> </ul> <p>より悪質な行為に対する罰則の強化 盗撮行為によりデータを残した場合は重罰化</p> <p>(単純)6月, 50万円 → 1年, 100万円 (常習)1年, 100万円 → 2年, 100万円</p>